

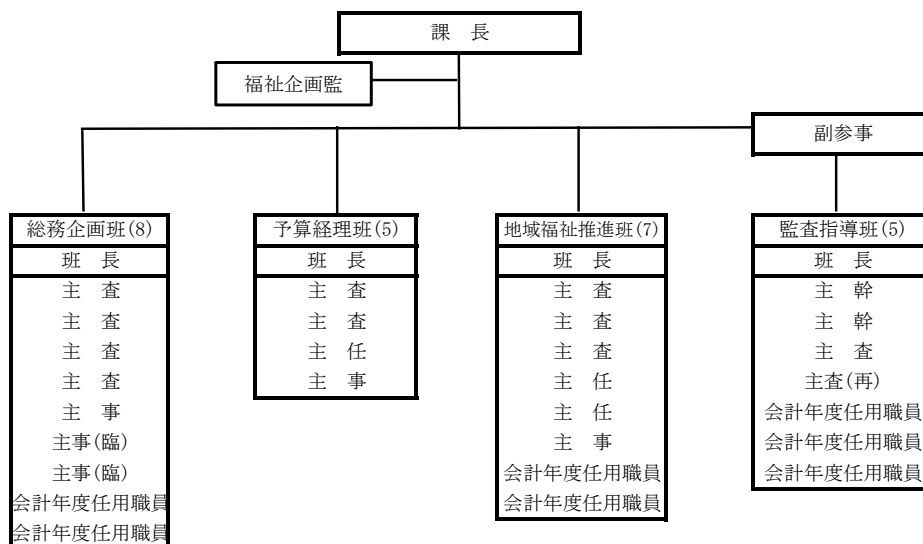
【福祉政策課】

1 福祉政策課の業務概要

(1) 組織図

機関名：福祉政策課

職員数	一般職員	25名
	再任用職員	1名
	臨時的任用職員	2名
	小計	28名
会計年度任用職員		7名



(2) 事務分掌

総務企画班	予算経理班	地域福祉推進班	監査指導班
(1) 部の所属職員の人事 手続、服務、福利厚生 に関する事。 (2) 議会、陳情に関する こと。 (3) 部に属する公印の保 管に関する事。 (4) 部に属する文書の収 受、発送及び保管に関 すること。 (5) 部内各課庶務的事務 の総括に関する事。 (6) 部に属する公有財産 の管理の総括に関する こと。 (7) 部の所管行政に係る 広報及び広聴に関する こと。 (8) 福祉事務所にする こと。 (9) 生活福祉行政の企画、 調整及び推進に関する こと。 (10) 福祉保健部門戦略会 議に関する事。 (11) 社会福祉統計に関す る事。	(1) 部の予算、決算及び 執行管理に関する事。 (2) 議会(予算・決算特別 委員会)の総括に関する こと。 (3) 部の所属職員の給与 支払事務に関する事。 (4) 国庫支出金(内閣府 一括計上事業)の要請 等に関する事。	(1) 社会福祉事業一般の企 画及び調整に関する事。 (2) 民生委員に関する事。 (3) 生活福祉資金貸付事業 に関する事。 (4) 福祉人材研修センター に関する事。 (5) 社会福祉協議会に関す る事。 (6) 所管する社会福祉法人 の認可手続及び指導育成 に関する事。 (7) 社会福祉審議会に関す る事。 (8) 総合福祉センターに関 すること。 (9) その他社会福祉に関す る事。	次の事項に係る指導 監査に関する事。 (1) 社会福祉法人及び 社会福祉施設の運営 等。 (2) 市福祉事務所及び 県福祉事務所における 生活保護法施行事務 及び特別障害手当 等支給事務。 (3) 児童相談所等にお ける施設入所措置事 務。 (4) 生活保護法による 指定医療機関及び指 定介護機関の生活保 護法関連事務

(3) 主要事業の体系図



(4) 業務概要

福祉政策課では、子ども生活福祉部の所管する事務の総合的企画、総合調整、職員の身分取扱に係る事務、予算・決算及び会計に関する事務の処理の総括等を行う主管課業務のほか、社会福祉の推進のための施策を幅広く行っている。

総務企画班では、部内の総務・庶務事務の取りまとめ及び各福祉事務所の総括を行っている。

また、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づく主要施策の進捗管理、部の重要施策を推進するための組織編成の検討、社会福祉統計調査等、生活福祉行政の企画、調整に関することを行っている。

予算経理班では、部の予算の執行、予算の編成及び決算に関する総括を行っている。

地域福祉推進班では、社会福祉事業、民生委員及び生活福祉資金に関すること、所管する社会福祉事業団体の指導育成に関すること等、地域福祉に関することを行っている。

監査指導班では、主に社会福祉法人及び社会福祉施設の運営並びに福祉事務所における生活保護法施行事務について指導監査を行っている。

社会福祉法人及び法人が経営する社会福祉施設は、児童、障害者、高齢者等への福祉サービスを行っており、資金、税制等において様々な優遇措置を受けていることから、適正な法人運営及び円滑な事業経営を確保するため、社会福祉法等関係法令に基づき、組織運営、利用者処遇、会計処理等について、事業主管課と連携を図りながら、指導監査を実施している。

また、福祉事務所における生活保護法施行事務について、関係法令、取扱指針等に照らして個別かつ具体的にその内容を検討し、必要な是正改善、指導等を行うとともに、関係職員の職務能力の向上のための指導及び援助を行っている。

2 福祉活動の推進

(1) 福祉事務所について

本県の福祉事務所については、昭和26年の社会福祉事業法の制定に伴い、昭和28年11月に社会福祉事業の拠点となる福祉地区の施行及び福祉に関する事務所の設置が規定され、昭和29年8月に行政事務局の組織法が改正された際、社会福祉行政の第一線の機関として設置された。

本土復帰後、本土法の適用により社会福祉関係業務が市に移管され、平成5年4月に老人福祉法及び身体障害者福祉法の改正に伴う老人及び身体障害者の措置権の町村への移管、平成12年4月から導入された介護保険制度における町村支援等さまざまな経緯を経て、地域住民の福祉向上に努めてきた。

平成14年4月には、高齢者対策、障害者対策等の有機的・効率的な連携のため、福祉事務所は保健所と組織を統合し、「福祉保健所」が設置された。

(2) 福祉保健所の分離、福祉事務所の設置について

健康・長寿おきなわの復活や、子育て・福祉セーフティネットの充実等の重要施策を推進するため、平成26年4月1日に本庁組織を再編したことに伴い、福祉保健所の所管が子ども生活福祉部、保健医療部及び環境部にまたがることとなった。また、行政ニーズの複雑化・多様化に伴い、福祉保健所の所管業務が増大していることから、効果的・効率的な業務執行体制の構築を図るため、平成28年4月1日に福祉保健所を「福祉事務所」と「保健所」に分離し、保健所を保健医療部に移管した。

3 統計調査

統計法に基づく基幹統計調査及び一般統計調査などの社会福祉統計調査を行う。

表1-1 社会福祉統計調査一覧

調査名称	調査目的	調査基準日	調査対象	調査事項
国民生活基礎調査 (所得票・貯蓄票) (基幹統計)	国民の保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	毎年 7月中旬	大規模調査(3年ごと) 無作為抽出した全国2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員 (約5万世帯、約12.5万人) (沖縄県 29単位区) 簡易調査(大規模調査以外の年) 無作為抽出した全国500単位区内のすべての世帯及び世帯員 (約1万3千世帯、約3万1千人) (沖縄県 5単位区)	前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況、貯蓄現在高、借入金残高等
福祉行政報告例 (一般統計)	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	月報 毎月1ヶ月間 年度報 毎年1年間	都道府県、指定都市及び中核市における社会福祉行政の状況	身体障害者福祉、障害者総合支援、特別児童扶養手当、知的障害者福祉、老人福祉、婦人保護、民生委員、社会福祉法人、児童福祉、母子保健、児童扶養手当、戦傷病者特別援護、中国残留邦人等支援給付金
社会福祉施設等調査 (一般統計)	全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	毎年 10月1日	施設票 生活保護法、老人福祉法、障害者自立支援法等で設置された社会福祉施設等 事業所票 障害者自立支援法による障害者福祉サービス事業所及び相談支援事業所等	施設票 施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況等 事業所票 事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数等
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計)	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得る。	毎年 10月1日	介護保険制度における各種施設及び事業所 介護保険施設及び訪問看護ステーションの利用者(3年ごと)	介護保険施設・事業所等 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等 利用者 要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)等
所得再分配調査 (一般統計)	社会保障制度及び租税制度が所得の分配に与える影響を明らかにし、社会保障制度の浸透状況、影響度を把握することによって、今後における有効な施策立案の基礎資料を得る。	調査年 7月中旬 (3年ごと)	無作為抽出した全国500単位区内すべての世帯の世帯員 (沖縄県 5単位区)	抛出金及び受給金の状況、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所の利用状況 等
社会保障制度企画調査 (一般統計)	その時々々の行政需要に応じたテーマに基づいた調査を行い、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得る。	調査年 7月中旬 (所得再分配調査の中間年に実施) ※3年に2回	国民生活基礎調査の準備調査により設定された単位区から無作為に抽出した全国360単位区内のすべての世帯及び世帯員 令和4年:社会保障に関する意識調査 令和元年:社会保障に関する意識調査	その時々々の行政需要に応じたテーマに基づいた状況 等

4 地域福祉

(1) 地域福祉の概要

近年における急速な少子高齢化の進行や価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、地域における住民同士のつながりが希薄化してきており、地域で孤立する人々の増加、子育ての不安やストレスによる児童虐待、子どもの貧困の深刻化、老人の孤独死など、地域福祉を取り巻く課題も増加している。

このような中で、地域で暮らす全ての住民が人としての尊厳を持ち、安心して暮らしていける社会をつくるために、行政をはじめ、地域福祉を担っている社会福祉関係者、NPO、ボランティアや地域住民などが連携、協働し、地域での課題を解決していくことが求められている。

そのため、県では、子どもが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる環境づくりや、高齢者や障害者を含めた全ての県民が安心して暮らせる地域社会を目指した取組を進めている。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、全国、都道府県、指定都市、市区町村のすべてに設置されている社会福祉法人であり、一定地域において住民が主体となってその福祉を増進するため、社会福祉関係者や社会福祉に関心と熱意を持つ者などの参加協力を得て、地域の実情に応じた組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。

ア 沖縄県社会福祉協議会

沖縄県社会福祉協議会は、県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉団体、社会福祉施設及び民生委員・児童委員などが行う福祉活動の連絡、調整、助言指導にあたるほか、福祉にかかわる調査、研究、総合企画やボランティアの育成、生活福祉資金等の低所得者に対する援助等の事業を行い、民間福祉活動の推進役を務めている。

イ 市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉に対する理解と協力を深め、その地域における社会福祉の増進を図ることを目的に、社会福祉に関する調査・研究・連絡・普及・宣伝を実施している。また、心配ごと相談等の各種相談、生活福祉資金の相談窓口、ボランティア活動の育成等も行っている。

現在、県下41市町村の全ての市町村社会福祉協議会が社会福祉法人化されており、それぞれの地域ニーズに応じた活動を展開している。

(生活福祉資金については「(14) 低所得者等の福祉」に詳述)

図 1 - 1

沖縄県社会福祉協議会 組織機構図

令和 5 年 5 月 1 日現在

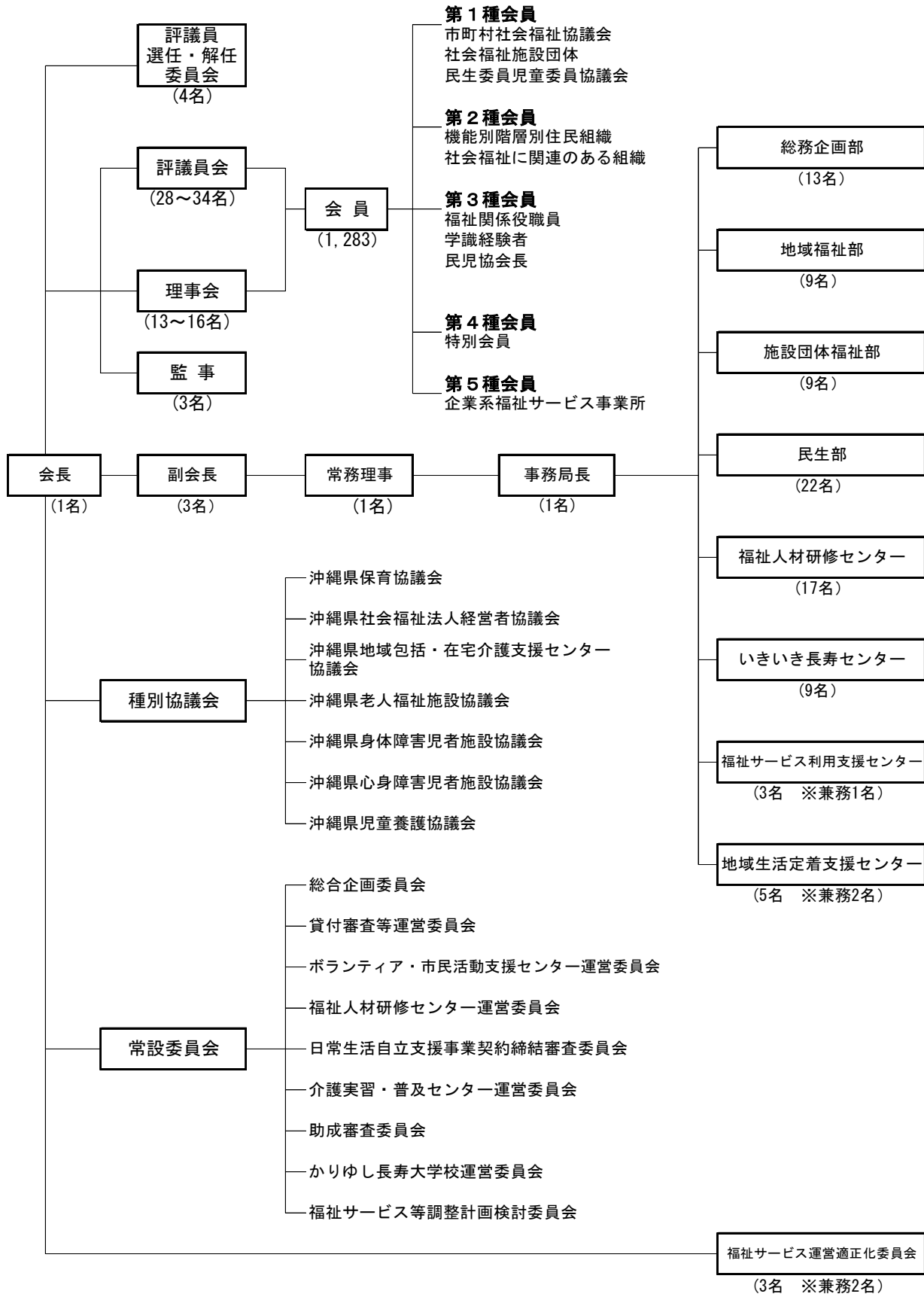


表1-2 社会福祉協議会一覧

番号	法人の名称	郵便番号	主たる事務所の所在地	電話番号
1	沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
2	国頭村社会福祉協議会	905-1411	国頭村字辺土名1709	0980-41-5231
3	大宜味村社会福祉協議会	905-1303	大宜味村字喜妬嘉320	0980-44-3800
4	東村社会福祉協議会	905-1204	東村字平良804	0980-43-2544
5	今帰仁村社会福祉協議会	905-0411	今帰仁村字天底62	0980-56-4742
6	本部町社会福祉協議会	905-0212	本部町字大浜881-4	0980-47-6655
7	名護市社会福祉協議会	905-0014	名護市港2-1-1	0980-53-4142
8	恩納村社会福祉協議会	904-0411	恩納村字恩納6302	098-966-1193
9	宜野座村社会福祉協議会	904-1303	宜野座村字惣慶1898	098-968-8979
10	金武町社会福祉協議会	904-1201	金武町字金武1842	098-968-3310
11	伊江村社会福祉協議会	905-0503	伊江村字川平364-1	0980-49-5104
12	伊是名村社会福祉協議会	905-0603	伊是名村字仲田1163	0980-45-2292
13	伊平屋村社会福祉協議会	905-0703	伊平屋村字我喜屋300	0980-46-2477
14	うるま市社会福祉協議会	904-2214	うるま市字安慶名1-8-1	098-973-5459
15	〃 石川支所	904-1192	うるま市石川石崎1-1	098-964-2494
16	〃 勝連支所	904-2312	勝連平安名3047	098-978-5914
17	〃 与那城支所	904-2304	うるま市与那城屋慶名1098	098-978-0011
18	沖縄市社会福祉協議会	904-0003	沖縄市住吉1-14-29	098-937-3385
19	読谷村社会福祉協議会	904-0301	読谷村字座喜味2975	098-958-2939
20	嘉手納町社会福祉協議会	904-0204	嘉手納町字水釜447-1	098-956-1177
21	北谷町社会福祉協議会	904-0105	北谷町字吉原26-6	098-936-2940
22	北中城村社会福祉協議会	901-2303	北中城村字仲順451	098-935-4520
23	中城村社会福祉協議会	901-2407	中城村字安里187-1	098-895-4081
24	宜野湾市社会福祉協議会	901-2205	宜野湾市赤道2-7-1	098-892-6525
25	西原町社会福祉協議会	903-0111	西原町字与那城135	098-945-3651
26	浦添市社会福祉協議会	901-2103	浦添市仲間1-10-7	098-877-8226
27	那覇市社会福祉協議会	901-0155	那覇市金城3-5-4	098-857-7766
28	豊見城市社会福祉協議会	901-0212	豊見城市字平良467-4	098-856-2782
29	糸満市社会福祉協議会	901-0362	糸満市字真榮里857	098-994-0563
30	八重瀬町社会福祉協議会	901-0401	八重瀬町字東風平1318-1	098-998-4000
31	南城市社会福祉協議会	901-1412	南城市佐敷字新里1870	098-917-5692
32	与那原町社会福祉協議会	901-1302	与那原町字上与那原16-2	098-945-3016
33	南風原町社会福祉協議会	901-1104	南風原町字宮平697-10	098-889-3213
34	久米島町社会福祉協議会	901-3115	久米島町字儀間5	098-851-8335
35	渡嘉敷村社会福祉協議会	901-3501	渡嘉敷村字渡嘉敷747	098-987-3271
36	座間味村社会福祉協議会	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2084
37	栗国村社会福祉協議会	901-3702	栗国村字東1088	098-988-2045
38	渡名喜村社会福祉協議会	901-3601	渡名喜村字渡名喜1935	098-989-2113
39	南大東村社会福祉協議会	901-3804	南大東村字南144-1	09802-2-2226
40	北大東村社会福祉協議会	901-3902	北大東村字中野207-2	09802-3-6088
41	宮古島市社会福祉協議会	906-0106	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-8661
42	〃 平良支所	906-0015	宮古島市平良字久貝706-1	0980-72-3193
43	〃 城辺支所	906-0106	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-7930
44	〃 下地支所	906-0304	宮古島市下地字上地472-3	0980-76-2270
45	〃 上野支所	906-0202	宮古島市上野字新里420-2	0980-76-2540
46	〃 伊良部支所	906-0501	宮古島市伊良部字前里添1101	0980-78-5973
47	多良間村社会福祉協議会	901-0602	多良間村字仲筋160	0980-79-2679
48	石垣市社会福祉協議会	907-0004	石垣市字登野城1357-1	0980-84-2211
49	竹富町社会福祉協議会	907-0012	石垣市美崎町16-6	0980-84-3302
50	与那国町社会福祉協議会	907-1801	与那国町字与那国255	0980-87-2471

令和5年度市町村社会福祉協議会役職員の状況

市町村名	会長		事務局長				事務局職員(事務局長含む)												計	
	民間	行政長等兼務	専任	出向	嘱託	行政兼務	法人経営部門			地域福祉活動推進部門			相談支援・権利擁護部門			介護・生活支援サービス部門				出向
							正規	非正規		正規	非正規		正規	非正規		正規	非正規			
								常勤	非常勤		常勤	非常勤		常勤	非常勤		常勤	非常勤		
名護市	1		1				4	1	0	3	5	1	0	9	0	3	11	0	4	43
うるま市	1				1		14	1	1	7	17	2	6	13	1	9	10	0		83
沖縄市	1		1				4	2	0	4	4	5	4	8	6	0	0	0		39
宜野湾市	1		1				4	0	0	4	0	11	2	0	8	3	0	3		37
浦添市	1		1				6	4	0	6	3	0	2	7	0	5	17	0		52
那覇市	1		1				5	3	0	17	18	6	6	16	3	11	20	4		111
豊見城市	1		1				3	1	2	4	25	17	3	8	0	0	0	0		65
南城市	1		1				3	1	4	5	7	9	1	7	3	2	7	46		97
糸満市	1		1				4	2	3	1	20	6	1	9	7	0	0	0		55
宮古島市	1		1				3	0	0	4	14	0	4	23	0	3	56	17		126
石垣市	1				1		2	3	0	1	3	2	0	4	1	3	16	13		50
国頭村	1		1				3	1	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0		12
大宜味村	1		1				2	0	0	3	0	1	3	0	2	0	0	10		23
東村	1		1				2	0	0	2	1	4	1	0	0	3	4	0		19
今帰仁村	1		1				2	3	0	1	2	4	0	1	0	2	24	29		70
本部町	1				1		2	2	0	3	0	0	4	0	0	4	17	18		52
恩納村	1		1				4	1	1	2	11	3	4	1	2	7	5	16		59
宜野座村	1		1				2	2	2	1	1	0	1	3	0	8	14	16	1	53
金武町	1		1				3	0	0	1	3	0	0	2	0	19	29	11		70
伊江村	1				1		1	1	0	1	5	0	2	0	0	0	2	9		23
伊是名村	1			1			2	0	0	1	2	4	3	0	0	1	1	2	1	19
伊平屋村	1		1				3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	16	13		37
読谷村	1				1		3	3	1	1	3	3	0	1	1	11	3	9		41
嘉手納町	1		1				3	3	0	2	8	0	2	7	0	0	15	6		48
北谷町	1		1				3	2	1	2	7	0	2	5	2	4	18	12		60
北中城村	1		1				7	1	0	4	3	0	2	6	0	2	17	0		44
中城村	1		1				2	0	0	1	3	0	0	1	1	2	7	2		21
西原町	1		1				3	1	0	6	2	0	1	2	0	5	23	0		45
八重瀬町	1		1				3	3	0	3	8	2	2	2	0	1	10	5		41
与那原町	1				1		2	1	0	2	1	2	0	4	0	0	2	5		21
南風原町	1		1				3	0	0	4	12	3	2	8	0	1	9	16		60
久米島町	1		1				3	0	0	2	0	0	8	2	6	16	33	18		90
渡嘉敷村	1		1				2	0	0	2	0	1	2	0	0	1	4	2	1	17
座間味村	1				1		1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0		7
栗国村	1				1		0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0		7
渡名喜村		1			1		1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	2	5		15
南大東村	1				1		1	1	0	3	1	0	3	1	0	4	3	2		21
北大東村		1			1		1	0	0	1	2	0	1	0	0	1	2	3		13
多良間村	1		1				2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15	1		22
竹富町	1				1		1	1	0	1	2	0	0	0	0	1	4	0	1	13
与那国町	1				1		2	0	0	1	1	4	1	0	0	3	1	3	1	19
合計	39	2	27	1	9	4	121	48	16	108	197	90	74	153	43	142	421	296	9	1,800

※行政(嘱託)兼務の事務局長は、一般業務職員の非常勤に含む。
 ※福祉センター用務員等の現業職員は事業関係職員に含む。
 ※登録ヘルパー等の非定形勤務の職員の数は含まない。
 ※非常勤職員には、出向・嘱託の職員も含む。
 ※兼務含む。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、各市町村に置かれている民間の奉仕者で、知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、その任期は3年となっている。

その主な職務は一定の地区を担当し、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握すること、②援助を必要とする者に対し、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供等を行うこと、④社会福祉施設経営者等と密接に連絡し、その活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること等であり、福祉課題に対処する重要な役割が課せられている。

表1-4 民生委員・児童委員配置基準

区 分	配 置 基 準
1. 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
2. 中核市及び人口 10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
3. 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
4. 町村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

表1-5 主任児童委員配置基準

民生委員児童委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

表1-6 沖縄県の民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の定数及び一斉改選時の委嘱数の推移

(単位：人)

年月	配置定数	改選による委嘱数				女性の占める割合
		計	男	女	欠員	
昭和47年7月1日	1,000	933	637	296	67	31.7%
昭和49年12月1日	1,000	900	578	322	100	35.8%
昭和52年12月1日	1,075	1,012	559	453	63	44.8%
昭和55年12月1日	1,111	1,111	566	545	0	49.1%
昭和58年12月1日	1,164	1,163	559	604	1	51.9%
昭和61年12月1日	1,639	1,330	580	750	309	56.4%
平成1年12月1日	1,701	1,585	602	983	116	62.0%
平成4年12月1日	1,732	1,586	555	1,031	146	65.0%
平成7年12月1日	1,795	1,720	543	1,177	75	68.4%
平成10年12月1日	1,943	1,756	503	1,253	187	71.4%
平成13年12月1日	2,191	1,876	541	1,335	315	71.2%
平成16年12月1日	2,256	1,920	531	1,389	336	72.3%
平成19年12月1日	2,280	1,959	558	1,401	321	71.5%
平成22年12月1日	2,322	1,998	536	1,462	324	73.2%
平成25年12月1日	2,348	1,963	564	1,399	385	71.3%
平成28年12月1日	2,399	1,939	560	1,379	460	71.1%
令和1年12月1日	2,422	1,875	557	1,318	547	70.3%
令和4年12月1日	2,481	1,788	548	1,240	693	69.4%
全国 (R4.12.1現在)	240,547	225,356	-	-	15,191	-

※令和5年4月1日現在

定数：2,481人

委嘱数：1,848人（男564、女1,284） 欠員：633人

委嘱数のうち、女性の占める割合：69.4%

表1-7 主任児童委員の定数・委嘱数

(単位：人)

年月	配置定数	改選による委嘱数				女性の占める割合
		計	男	女	欠員	
令和4年12月1日	193	154	38	116	39	75.3%

※令和5年4月1日現在

定数：193人

委嘱数：158人（男41、女117） 欠員：35人

委嘱数のうち、女性の占める割合：74.1%

表1-8 市町村別民生委員・児童委員配置定数(令和4年12月1日施行)

(単位:人)

(人口10万人以上の市)

市町村名	地区担当	主任児童委員	計
那覇市	466	36	502
沖縄市	182	18	200
浦添市	131	10	141
うるま市	166	10	176
小計	945	74	1,019

(人口10万人未満の市)

市町村名	地区担当	主任児童委員	計
名護市	101	8	109
宜野湾市	132	9	141
糸満市	86	6	92
宮古島市	120	10	130
石垣市	80	6	86
豊見城市	83	6	89
南城市	87	8	95
小計	689	53	742

(町村)

市町村名	地区担当	主任児童委員	計
国頭村	22	2	24
大宜味村	17	2	19
東村	6	2	8
今帰仁村	24	2	26
本部町	34	2	36
恩納村	18	2	20
宜野座村	10	2	12
金武町	24	2	26
伊江村	11	2	13
読谷村	73	5	78
嘉手納町	26	2	28
北谷町	45	3	48
北中城村	30	2	32
中城村	37	2	39
西原町	62	4	66
与那原町	31	2	33
南風原町	62	4	66
久米島町	21	2	23
渡嘉敷村	3	1	4
座間味村	3	2	5
粟国村	2	1	3
渡名喜村	1	1	2
南大東村	5	2	7
北大東村	2	1	3
伊平屋村	5	2	7
伊是名村	5	2	7
八重瀬町	50	4	54
多良間村	3	2	5
竹富町	16	2	18
与那国町	6	2	8
小計	654	66	720
合計	2,288	193	2,481

表1-9 民生委員・児童委員の活動状況(令和4年度)

		令和4年度																		
		県計	郡部計	南東部					市部計	市部										
				南部	中部	北部	宮古	八重山		那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市	宮古島市
内容別相談・支援件数(年度中)	在宅福祉 (1)	2,169	858	271	364	197	0	26	1,311	256	14	35	78	346	122	178	55	113	38	76
	介護保険 (2)	1,274	251	47	136	49	0	19	1,023	481	8	24	32	60	43	133	33	119	51	39
	健康・保健医療 (3)	2,037	558	122	213	135	0	88	1,479	491	11	80	77	136	42	179	87	217	58	101
	子育て・母子保健 (4)	1,918	323	71	180	40	0	32	1,595	598	4	16	69	150	37	279	61	247	20	114
	子どもの地域生活 (5)	5,988	1,016	280	470	155	1	110	4,972	619	38	44	606	1,681	163	645	41	878	147	110
	子どもの教育・学校生活 (6)	4,734	1,367	414	690	183	0	80	3,367	737	22	31	557	538	89	491	64	596	40	202
	生活費 (7)	1,397	331	106	102	119	1	3	1,066	324	21	9	61	174	28	124	44	129	50	102
	年金・保険 (8)	483	70	15	36	15	0	4	413	120	4	14	22	26	30	20	42	86	11	38
	仕事 (9)	679	100	26	18	34	0	22	579	107	5	37	17	55	15	141	21	97	26	58
	家族関係 (10)	1,360	259	95	88	49	0	27	1,101	257	6	20	55	78	93	147	63	217	55	110
	住居 (11)	913	245	124	53	37	0	31	668	248	9	17	27	67	19	65	10	154	23	29
	生活環境 (12)	2,423	566	190	226	99	0	51	1,857	313	25	22	129	136	103	269	118	281	358	103
	日常的な支援 (13)	15,007	4,648	619	1,092	1,261	2	1,674	10,359	3,028	240	97	610	822	492	1,286	1,367	1,189	270	958
	その他 (14)	11,922	3,282	1,023	1,186	739	0	334	8,640	1,811	340	143	807	879	476	1,778	234	948	245	979
計 (15)	52,304	13,874	3,403	4,854	3,112	4	2,501	38,430	9,390	747	589	3,147	5,148	1,752	5,735	2,240	5,271	1,392	3,019	
分野別相談・支援件数(年度別)	高齢者に関する こと (16)	23,775	7,515	1,670	2,095	1,942	2	1,806	16,260	4,649	291	329	1,270	1,752	762	1,799	1,205	2,107	562	1,534
	障害者に関する こと (17)	3,557	875	165	295	311	0	104	2,682	462	55	23	135	202	62	386	563	343	212	239
	子どもに関する こと (18)	13,756	2,891	862	1,408	400	1	219	10,865	2,148	102	103	1,351	2,185	558	1,523	224	1,862	244	565
	その他 (19)	11,216	2,593	706	1,055	459	1	372	8,623	2,131	299	134	391	1,009	370	2,027	248	959	374	681
	計 (20)	52,304	13,874	3,403	4,854	3,112	4	2,501	38,430	9,390	747	589	3,147	5,148	1,752	5,735	2,240	5,271	1,392	3,019
その他の活動	調査・実態把握 (1)	8,099	2,731	867	977	695	1	191	5,368	947	109	98	432	643	425	535	225	316	632	1,006
	行事・事業・会議 への参加協力 (2)	32,458	12,137	3,730	5,954	1,995	31	427	20,321	4,631	3,507	646	1,547	1,555	658	2,272	1,384	2,051	1,397	673
	地域福祉活動・ 自主活動 (3)	90,567	29,271	10,013	13,589	4,348	65	1,256	61,296	18,776	6,751	2,096	5,483	5,565	3,060	4,417	2,563	4,919	4,222	3,444
	民児協運営・ 研修 (4)	43,129	11,876	4,031	6,054	1,425	2	364	31,253	10,679	3,231	1,851	2,050	1,772	1,064	2,554	1,879	2,159	2,724	1,290
	証明事務 (5)	5,443	1,587	445	768	197	2	175	3,856	931	523	509	278	226	562	135	141	74	112	365
	要保護児童の発見 の通告・仲介 (6)	508	179	24	47	108	0	0	329	80	3	10	13	69	48	4	3	41	29	29
訪問回数	訪問・連絡活動 (7)	81,077	28,740	7,008	11,655	6,299	8	3,770	52,337	16,517	3,513	1,061	3,524	3,471	2,338	4,814	2,587	6,939	3,823	3,750
	その他 (8)	54,553	16,243	7,651	5,330	2,692	10	560	38,310	20,945	1,130	395	1,380	1,270	1,489	1,785	1,778	3,256	2,876	2,006
連絡調整	委員相互 (9)	104,861	22,126	5,291	15,580	716	0	539	82,735	41,461	7,594	2,757	4,133	2,160	1,573	6,659	5,017	4,229	3,307	3,845
	その他の関係機関 (10)	38,569	12,689	3,650	7,446	1,010	1	582	25,880	10,789	1,577	764	1,651	1,397	997	2,065	1,954	2,086	1,552	1,048
活動日数 (11)	217,445	67,277	20,216	30,534	12,998	55	3,474	150,168	48,463	13,853	5,640	12,062	11,130	6,893	14,040	7,696	11,404	9,548	9,439	

(4)福祉センター

ア 社会福祉センター

社会福祉センターは、市町村において、地域住民に対し、社会福祉、その他生活維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的としている。

表1-10 社会福祉センターの設置状況(令和5年3月31日)

	設置年度	施設名	設置主体	運営主体	設置場所
1	昭和52年度	宜野湾市社会福祉センター	宜野湾市	宜野湾市社協	宜野湾市赤道2-7-1
2	昭和53年度	西原町社会福祉センター	西原町	西原町社協	西原町字与那城135
3	昭和55年度	読谷村総合福祉センター	読谷村社協	読谷村社協	読谷村字座喜味2975
4	昭和57年度	糸満市社会福祉センター	糸満市社協	糸満市社協	糸満市真栄里857
5	昭和58年度	与那原町社会福祉センター	与那原町社協	与那原町社協	与那原町字上与那原16-2
6	昭和59年度	豊見城市社会福祉センター	豊見城市社協	豊見城市社協	豊見城市字平良467-4
7	昭和59年度	浦添市社会福祉センター	浦添市社協	浦添市社協	浦添市字仲間1-10-7
8	昭和60年度	名護中央公民館内福祉センター	名護市	名護市	名護市港2-1-1
9	昭和61年度	南城市知念社会福祉センター	南城市社協	南城市社協	南城市知念字久手堅453
10	平成元年度	嘉手納町総合福祉センター	嘉手納町	嘉手納町社協	嘉手納町字水釜447-1
11	平成2年度	北中城村総合社会福祉センター	北中城村社協	北中城村社協	北中城村字仲間451
12	平成7年度	那覇市総合福祉センター	那覇市	那覇市社協	那覇市金城3-5-4
13	平成7年度	うるま市与那城社会福祉センター	うるま市	うるま市社協	うるま市与那城屋慶名1098
14	平成9年度	南大東村高齢者生活福祉センター	南大東村	南大東村社協	南大東村字南144-1
15	平成9年度	与那国町保健センター	与那国町	与那国町社協	与那国町字与那国255
16	平成12年度	金武町総合保健福祉センター	金武町	金武町	金武町字金武1842
17	平成13年度	宮古島市城辺社会福祉センター	宮古島市	宮古島市社協	宮古島市城辺字西里添788-3
18	平成13年度	八重瀬町社会福祉会館	八重瀬町	八重瀬町社協	八重瀬町字東風平1318-1
19	平成14年度	石垣市健康福祉センター	石垣市	石垣市	石垣市登野城1357-1
20	平成14年度	恩納村総合保健福祉センター	恩納村	恩納村	恩納村字恩納6302
21	平成18年度	伊江村福祉センター	伊江村	伊江村社協	伊江村字川平364-1
22	平成20年度	うるま市健康福祉センター	うるま市	プロモーションうるま	うるま市安慶名1-8-1
23	平成22年度	南風原町総合保健福祉防災センター	南風原町	南風原町	南風原町字宮平697-10

イ 地域福祉センター

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴・給食サービス、社会適応訓練などのデイサービス事業、ボランティア養成及び活動の場の提供、各種福祉情報の提供等を総合的に行うことにより、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。なお、同整備事業に対する補助制度は平成10年度をもって廃止となっている。

表1-11 地域福祉センターの設置状況(令和5年3月31日)

	設置年度	施設名	設置(経営)主体	設置場所
1	平成4年度	宜野座村地域福祉センター	宜野座村	宜野座村字惣慶1898
2	平成6年度	多良間村高齢者生活福祉センター	多良間村	多良間村字仲筋160
3	平成7年度	南城市総合保健福祉センター	南城市	南城市大里字仲間918
4	平成9年度	本部町地域福祉センター	本部町	本部町大浜881-4
5	平成10年度	浦添市地域福祉センター	浦添市	浦添市内間2-18-2
6	平成13年度	北大東村保健福祉センター	北大東村	北大東村字中野212

ウ 沖縄県総合福祉センター

高度化、多様化する県民の社会福祉ニーズに対応するため、福祉に関する情報収集、各種サービスの提供、ボランティア活動の振興、福祉人材の確保など総合的な機能を備えた民間社会福祉活動の拠点となる沖縄県総合福祉センターを平成15年2月に開設し、現在、(福)沖縄県社会福祉協議会が指定管理者として運営を行っている。

沖縄県総合福祉センターの概要

場 所：那覇市首里石嶺町4-373-1 敷地面積：10,933㎡ 延床面積：15,719㎡
 構 造 等：鉄骨・鉄筋コンクリート造、2棟(5階建福祉サービス棟及び4階建事務棟)
 入居福祉関係団体：29団体(令和5年4月1日現在)

(5) 共同募金

「赤い羽根」に象徴される共同募金運動は、国民の福祉への理解に根ざした善意と助け合いの精神に基づき、昭和22年から全国的に実施されている募金活動である。集まった寄附金は、社会福祉施設・団体等へ配分されるほか、災害時の被災地等でのボランティア活動への支援金など、様々な形で役立てられており、民間の社会福祉事業を力強く支え、社会福祉の充実発展に寄与している。運動の期間については、厚生労働省告示に基づき、毎年10月1日から3月31日までの間行われている。

令和4年度共同募金は、目標額281,152,000円に対し、総額246,747,726円の募金が集まり、達成率は87.8%となっている。募金額を一般募金と歳末たすけあい募金に大別すると、一般募金は186,740,867円、歳末たすけあい募金は60,006,859円である。

一般募金の方法別構成比は、戸別募金28.1%、法人募金31.1%、職域募金12.1%、個人大口12.1%、学校募金5.9%、街頭募金3.4%、イベント募金0.9%、その他6.4%となっている。

表1-12 共同募金の年度別実績状況

(単位：千円)

年 度	目標額A	実績額B	達成率B/A
H19	304,403	270,070	88.7
H20	300,517	260,712	86.8
H21	299,567	260,867	87.1
H22	301,032	254,450	84.5
H23	300,688	256,462	85.3
H24	293,550	251,509	85.7
H25	284,085	254,435	89.6
H26	283,588	250,124	88.2
H27	281,754	258,139	91.6
H28	278,487	251,185	90.2
H29	278,351	248,475	89.3
H30	280,169	249,460	89.0
R1	281,421	241,387	85.8
R2	200,648	165,656	82.6
R3	199,444	169,274	84.9
R4	281,152	246,747	87.8

表1-13 一般募金の方法別内訳(令和4年度分)

(単位：円)

	戸 別	法人	職域	個人大口	学校	街頭	イベント	その他	計
金 額	52,345,508	44,123,574	21,991,649	12,241,503	11,236,721	6,499,623	1,474,533	6,648,431	156,561,542
構成比 (%)	28.1	31.1	12.1	12.1	5.9	3.4	0.9	6.4	100.0

(6) 沖縄県社会福祉振興基金

沖縄県社会福祉振興基金は、「ゆいまーる基金」と愛称され、本県の「ゆいまーる」（相互扶助）の精神を基盤に一般県民、企業、市町村及び県が一体となって基金造成を行い、県民の社会連携意識と「参加する福祉」についての意識高揚を図っている。また、基金の果実（預金利子）によって民間社会福祉活動の助成事業を実施し、本県の社会福祉の向上に大きな役割を果たしている。

本基金は昭和55年度に設立され、平成8年4月1日をもって財団法人沖縄県いきいきふれあい財団に組織統合された。平成18年4月1日には、財団法人いきいきふれあい財団が社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会に統合された。

令和4年度末現在の基金総額は、1,361,373千円、助成金総額は953,863千円となっている。

平成18年度のいきいきふれあい財団と沖縄県社会福祉協議会との統合によって、寄付金募集が凍結されたため基金原資の増加が見込めない中で、預金利子は減少の一途をたどっており、国債を購入するなどして資金確保に努めている。

ア 基金造成の目標

- (ア) 目標年度：昭和55年度～昭和60年度（6年間）……昭和62年度達成
 (イ) 目標額：10億円（内訳……県出捐金5億円、市町村出捐金2億円、寄附金3億円）

- イ 基金造成の方法：① 企業や一般県民からの寄附金 ② 県からの出捐金
 ③ 市町村からの出捐金 ④ 既存資金の統合

ウ 基金の運用：基金から生ずる果実を財源として次の事業に対して助成を行う。

- ① 社会福祉施設の整備（建築、修繕） ② 施設の環境整備（園庭の植栽や花園）
 ③ 福祉団体、ボランティア活動の援助 ④ 福祉従事者の研修
 ⑤ 地域福祉活動モデル事業 ⑥ 緊急・小口助成事業

エ 基金の管理運営主体：社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

表 1-14 社会福祉振興基金造成及び助成状況（令和5年3月31日）（単位：千円）

区 分	平成26年度 までの実績	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	実績 合計	
総 額	1,361,216	157	0	0	0	0	0	0	0	1,361,373	
内 訳	県 出 捐 金	500,000	0	0	0	0	0	0	0	500,000	
	県 経 由 寄 附 金 (民間寄附金)	235,652	0	0	0	0	0	0	0	235,652	
	市 町 村 寄 附 金	200,010	0	0	0	0	0	0	0	200,010	
	民 間 寄 附 金	382,199	0	0	0	0	0	0	0	382,199	
	基金原資繰入金	37,964	0	0	0	0	0	0	0	37,964	
	雑 収 入	5,391	157	0	0	0	0	0	0	5,548	
	助成 状況	助 成 件 数	1,187	69	60	63	56	59	21	28	36
助 成 金 額	768,969	30,670	37,819	36,710	28,692	25,372	11,889	5,611	8,131	953,863	

(7)公益信託

ア 公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金（あけもどろ福祉基金）」

社会福祉活動を支援することを目的に、源河朝明氏の寄贈財産を原資に那覇市の委託により、平成10年12月に創設された。（信託財産1億7,500万円）

助成対象者 那覇市を中心とした沖縄県内において社会福祉に係わる活動を行う法人及び団体

- 助成対象事業
- ① 社会福祉に関する独創的、先駆的・企画事業
 - ② 社会福祉に係わるボランティア活動
 - ③ 社会福祉の向上を図るための諸事業及び各種研修事業
 - ④ その他信託目的を達成するために必要な事業

イ 公益信託「宇流麻福祉基金」

社会福祉活動を支援することを目的に、源河朝明氏の委託により、平成7年12月に創設され、平成28年5月17日付けで基金を終了した。（信託財産6,000万円）

助成対象者 県内において社会福祉に係わる活動を行う法人及び団体

- 助成対象事業
- ① 社会福祉に関する独創的、先駆的・企画事業
 - ② 社会福祉活動に係わるボランティア活動
 - ③ その他信託目的を達成するために必要な事業

表1-15 福祉基金助成状況(令和5年9月30日)

福祉資金名	「あけもどろ福祉基金」		「宇流麻福祉基金」	
	助成団体数	助成金額	助成団体数	助成金額
～平成20年度	101件	49,076千円	89件	35,559千円
平成21年度	8件	4,630千円	6件	2,940千円
平成22年度	10件	4,990千円	6件	2,450千円
平成23年度	6件	4,350千円	8件	2,974千円
平成24年度	8件	4,590千円	7件	3,000千円
平成25年度	8件	4,760千円	10件	2,755千円
平成26年度	9件	4,851千円	10件	3,000千円
平成27年度	10件	4,998千円	7件	2,529千円
平成28年度	6件	3,040千円		
平成29年度	10件	5,000千円		
平成30年度	9件	5,000千円		
令和元年度	10件	5,000千円		
令和2年度	10件	5,000千円		
令和3年度	9件	5,000千円		
令和4年度	9件	5,000千円		
令和5年度	6件	3,080千円		
累計	229件	118,365千円	143件	55,207千円

(8) 福祉マンパワーの確保

ア 福祉人材研修センター事業

- (ア) 目的 社会福祉事業等に関する啓発活動、社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究、社会福祉事業等経営者に対する相談その他の援助を行うこと、社会福祉事業等従事者及び従事しようとする者に対する研修の実施、社会福祉事業等に従事しようとする者に対する情報提供、無料職業紹介事業、その他の援助を行うことにより、社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的とする。
- (イ) 事業主体 沖縄県（社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会へ委託）
- (ウ) 開設日 平成5年7月1日（平成16年4月1日より県立社会福祉研修所を廃止し、福祉人材センターと統合）
- (エ) 場所 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内
- (オ) 主な事業
- a 福祉人材無料職業紹介事業
 - b 社会福祉事業等従事者研修事業
 - c 社会福祉事業等経営者等に対する相談援助
 - d 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究
 - e 社会福祉事業等に関する啓発活動

表1-16 福祉人材無料職業紹介事業(令和5年3月31日現在)

	求職登録件数	求人登録件数	相談件数	紹介件数	就職件数
平成30年度	761件	2,263件	6,049件	100件	50件
令和元年度	736件	1,560件	9,416件	65件	34件
令和2年度	727件	1,353件	7,095件	73件	28件
令和3年度	487件	1,096件	3,780件	46件	24件
令和4年度	466件	1,139件	2,842件	51件	35件

表1-17 令和4年度 沖縄県福祉人材研修センター研修実施状況

令和4年度 社会福祉従事者研修実施状況(総括表)

区分	研修名	日付	日数	時間	講師	受講者数	定員	場所				
新任・初任研修	行政 1 福祉事務所等生活保護担当職員研修(新任)	①5月9日 ②5月10日～31日	23	9:30	5	87	80	①オンライン ②動画配信				
	施設 2 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者コース)	8月16日～8月17日	2	12:20	6	36	30	オンライン				
	保育所 3	①保育所初任保育士研修(中北部地区)	I 6月6日～7日 II 6月8日～9日	4	11:05	2	312	400	#			
		② " (南部地区)										
③ " (宮古地区)												
④ " (八重山地区)												
小計	3コース		29	32:55	13	435	510					
現任・施設・保育所研修	行政 4 福祉事務所等生活保護担当職員研修(中堅)	①7月12日 ②7月13日～29日	18	9:30	3	41	50	①オンライン ②動画配信				
	5 児童相談所等相談機関職員研修	6月10日	1	5:50	2	36	60	オンライン				
	6 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(チームリーダーコース)	11月29日～30日	2	12:20	7	49	60	那覇市				
	7 児童館職員研修	6月29日～30日	2	5:20	2	96	50	オンライン				
	8 社会福祉施設給食担当職員研修	9月22日～10月7日	16	2:00	1	104	60	動画配信				
	9	①児童福祉施設等給食担当職員研修(公立保育所、認可保育所等)	9月22日～10月7日	16	2:00	1	676	200	#			
		②児童福祉施設等給食担当職員研修(認可外保育施設)	9月22日～10月7日	16	2:00	1	186	100	#			
	10	①認可外保育施設等職員研修(中・北部地区)	6月5日	1	5:50	2	96	250	オンライン			
		② " (南部地区)										
		③ " (宮古地区)										
④ " (八重山地区)												
小計	7コース		72	44:50	19	1,284	830					
専門研修	行政・施設 11 子育て相談援助技術研修	6月4日	1	5:50	2	35	50	オンライン				
	12 福祉事務所等生活保護就労支援員研修	11月25日	1	5:20	3	12	40	#				
	13 生活保護査察指導員研修	11月21日	1	3:30	1	5	30	#				
小計	3コース		3	14:40	6	52	120					
その他の児童委員研修	民生委員 14	①民生委員児童委員研修(北部地区)	1月17日	5	1	58	60	名護市				
		② " (中部地区)	1月16日						108	100	北谷町	
		③ " (南部地区)	1月30日						108	120	那覇市	
		④ " (八重山地区)	2月28日						18	40	石垣市	
		⑤ " (宮古地区)	2月27日						21	50	宮古島市	
	15	①中堅民生委員児童委員研修(機能別:本島地区)	11月9日	3	1	72	150	那覇市				
		② " (機能別:宮古地区)	11月10日						19	50	宮古島市	
		③ " (機能別:八重山地区)	11月11日						18	40	石垣市	
		④中堅民生委員児童委員研修(課題別:本島地区)	9月27日						3:10	105	150	那覇市
		⑤ " (課題別:八重山地区)	9月28日						3:10	16	40	石垣市
		⑥ " (課題別:宮古地区)	9月29日						3:10	24	50	宮古島市
	16 民生委員児童委員協議会会長研修	3月6日	1	1:40	1	66	134	那覇市				
	17	①主任児童委員研修	3月17日	1	3:45	5	68	150	那覇市			
		②主任児童委員研修										
	その他 18 コミュニティソーシャルワーク研修	10月18日	1	4:50	1	97	100	那覇市				
	小計	5コース		14	45:05	11	798	1,234				
	合計	18コース(回数:35回)		118	137:30	49	2,569	2,694				

※今年度上半期(4月～9月中旬)の研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインまたは動画配信に切り替えて実施した。

イ 介護福祉士修学資金等貸付事業（平成21年度からの新たな貸付制度）

平成5年から平成17年度までは県が実施主体として、国から事業費の1/2の補助を受けて、貸付事業を実施し、延べ201名に総額86,832千円の貸付を行った。

平成21年度からは、県社会福祉協議会が実施主体となり、新たな貸付事業を実施している（国庫補助率は、平成21年度は10/10、平成24年度は3/4、平成27年度からは9/10）。

令和3年度には新たに4つの貸付メニューが創設された（福祉系高校修学資金及び介護分野就職支援金については、地域医療介護総合確保基金（介護分）（国庫補助率2/3）を活用）。

平成21年度から令和3年度までに延べ1,990人に総額966,218千円の貸付を決定した。

- (ア) 目的 介護福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、他業種からの転職者への就職準備金貸付事業等を実施することで、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。
- (イ) 貸与対象者 介護福祉士の養成施設に在学する者等で、将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者。
- (ウ) 貸与額
- ①介護福祉士修学資金貸付事業
 - 入学準備金：200,000円
 - 修学費：月額50,000円
 - 就職準備金：200,000円
 - 国家試験受験対策費用：1年度当たり40,000円
 - 生活費加算：月額の生活扶助基準の居宅に掲げる金額以内
 - ②介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業：200,000円以内
 - ③再就職準備金貸付事業：400,000円以内
 - ④社会福祉士修学資金貸付事業
 - 入学準備金：200,000円
 - 修学費：月額50,000円
 - 就職準備金：200,000円
 - 生活費加算：月額の生活扶助基準の居宅に掲げる金額以内
 - ⑤福祉系高校修学資金貸付事業
 - 修学準備金：30,000円以内
 - 介護実習費：1年度当たり30,000円以内
 - 国家試験受験対策費用：1年度当たり40,000円以内
 - 就職準備金：200,000円以内（卒業時に限る）
 - ⑥介護分野就職支援金貸付事業：200,000円以内
 - ⑦福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業：福祉系高校修学資金と同額
 - ⑧障害福祉分野就職支援金貸付事業：200,000円以内

- (エ) 貸与期間 原則として、養成施設等に在学する期間内
- (オ) 返還免除 卒業後、県内において介護福祉士等の業務に一定年数以上従事した場合、修学資金の返還を免除する。

表1-18 介護福祉士等修学資金貸与実績

(単位：延べ人)

旧制度	
年度	平成5～17年度
貸与人数	201人
貸与額	86,832,000円

新制度	
年度	平成21～令和4年度
貸与人数	2,310人
貸与額	1,095,060,000円

(9) 独立行政法人福祉医療機構資金貸付事業及び利子補給事業

社会福祉事業の振興を図ることを目的に、社会福祉法人等が社会福祉施設の建設をする際に必要な資金を低利で融資するため、社会福祉・医療事業団が設置されたが、平成15年10月1日に、独立行政法人福祉医療機構に名称が変更された。

当機構の資金貸付は、主として社会福祉法第2条に規定する事業を行うための社会福祉施設を経営する社会福祉法人及び民法による公益法人を対象に、償還期限20年以内の低利融資を行っている。なお、当該資金の借入れには、県知事の意見書が必要である。

また、当該機構からの借入金の利子については、県単事業により補助しているところである。独立行政法人福祉医療機構からの貸付及び利子補給の状況は次表のとおりである。

表1-19 独立行政法人福祉医療機構資金貸付及び利子補給金の推移

(単位：千円)

区分 年度	貸付				利子補給	
	件数	金額	対象施設	金額	件数	金額
平成27年度	25	1,189,600	老人施設(0件) 保育所(25件) 身障施設等(0件)	1,189,600	0	—
平成28年度	34	1,600,108	老人施設(1件) 保育所(34件) 身障施設等(0件)	2,600,108	0	—
平成29年度	28	1,926,300	老人施設(0件) 保育所(28件) 身障施設等(0件)	1,926,300	0	—
平成30年度	11	1,093,300	老人施設(0件) 保育所(11件) 身障施設等(0件)	1,093,300	0	—
令和元年度	8	532,600	老人施設(0件) 保育所(8件) 身障施設等(0件)	532,600	0	—
令和2年度	14	1,379,000	老人施設(1件) 保育所(13件) 身障施設等(0件)	1,379,000	0	—
令和3年度	8	937,600	老人施設(0件) 保育所(8件) 身障施設等(0件)	937,600	0	—
令和4年度	5	1,657,600	老人施設(2件) 保育所(3件) 身障施設等(0件)	1,334,300 323,300	0	—

(10) 公益補助事業

公益資金による民間社会福祉施設団体への補助については、中央競馬馬主社会福祉財団等において実施されている。

表1-20 中央競馬馬主社会福祉財団助成の状況

区分 (年度)	補助団体数	事業費総額 (千円)	推せん額 (千円)	決定額 (千円)
H23	3	8,409	5,290	5,290
H24	4	7,610	4,530	4,530
H25	6	10,122	8,203	4,530
H26	8	9,691	4,610	4,610
H27	8	10,679	4,540	4,490
H28	6	9,902	5,070	5,070
H29	6	10,474	5,460	5,460
H30	6	13,886	5,500	5,500
R1	7	10,575	5,790	5,790
R2	9	11,751	6,050	6,050
R3	8	26,273	7,170	7,170
R4	7	10,911	5,130	5,130
R5	11	12,507	7,710	7,710

表1-21 令和5年度中央競馬馬主社会福祉財団助成の状況 (単位：円)

法人名	補助内容	事業費総額	推薦金額	決定額
(福)南島会	車いす	1,327,000	990,000	990,000
(福)久仙会	ロッカータンス	638,400	470,000	470,000
(福)豊饒会	ラベルプリンター	555,500	410,000	410,000
(福)リンク	園庭屋根設置工事	440,559	330,000	330,000
(福)そてつの会	トイレ改修工事	2,995,648	1,000,000	1,000,000
(福)沖縄肢体不自由児協会	居室改修工事	836,000	620,000	620,000
(福)養秀福祉会	電話機器	1,155,000	700,000	700,000
(特非)ToiToi	特殊浴槽	839,300	620,000	620,000
(特非)ロービジョンライフ沖縄	PC, プリンター、音声読書器	941,600	660,000	660,000
(福)とよみ福祉会	送迎車両	1,556,510	1,000,000	1,000,000
(福)宜野座村社会福祉協議会	送迎車両	1,222,380	910,000	910,000
合 計	11件	12,507,897	7,710,000	7,710,000

(11) ボランティア活動等の推進

地域において互いに支え助け合う、地域福祉社会の実現のため、住民一人一人が地域の担い手として参画するボランティア活動や、自治会、PTA、企業など、地域の多様な主体が連携したボランティア活動の推進を図る。

ア 生涯現役活躍支援事業

〈事業概要〉

地域のボランティア活動の推進を図るため、広域的課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取り組みとそのプログラムの開発等を通じ、市町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じてボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を積極的に促進し、もって地域における福祉コミュニティの形成を図る。

〈実施主体〉

県社会福祉協議会

〈事業内容〉

- ①市町村ボランティアセンターへの支援
 - ・市町村社協ボランティア担当者研修
 - ・市町村社協各種講座等への支援
 - ・市町村社協ボランティアセンター関係調査
- ②ボランティア活動の促進と環境整備
 - ・ボランティア活動の啓発及び参加支援
 - ・ボランティア・コーディネーターの養成
 - ・ボランティア団体・NPOの把握調査
- ③NPO活動への支援と協働
 - ・NPO活動の普及啓発
 - ・NPOの活動基盤の強化支援
 - ・NPOと行政、企業の協働・連携促進
- ④災害時における支援体制の整備と強化
 - ・市町村社協災害対応マニュアル策定の推進支援
 - ・災害時に備えたボランティア団体、NPO、当事者団体等への支援
- ⑤福祉教育の推進・学校教育との連携
 - ・学校、地域におけるボランティア学習・福祉教育の推進
- ⑥その他必要な事業

〈県補助額〉	令和2年度実績	11,118千円	(補助率：国1/2、県1/2)
	令和3年度実績	4,504千円	(補助率：国1/2、県1/2)
	令和4年度実績	4,504千円	(補助率：国1/2、県1/2)

(12) 利用者本位の福祉サービスの推進

福祉サービスの基本的な利用方法が、これまでの行政による措置制度から個人が自らサービスを選択し事業者との契約により利用する制度に移行したことに伴い、利用者が福祉サービスを適切に利用することが可能となるような支援の仕組みを整備し、利用者の利益を保護する体制を確立するため、平成11年10月から地域福祉権利擁護事業（平成19年度に日常生活自立支援事業に名称変更）、平成12年4月から福祉サービスに関する苦情解決事業が全国一斉にスタートした。

また、福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択に資するため、福祉サービス第三者評価事業の推進を図っている。

ア 日常生活自立支援事業

〈事業概要〉

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が十分でない方が必要な福祉サービスを利用しながら地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの情報提供や利用手続き、利用料の支払い等福祉サービスの利用のための一連の援助を行う「福祉サービス利用援助事業」を実施する。

〈実施主体〉

県社会福祉協議会

〈事業内容〉

① 福祉サービス利用援助事業

実施体制：沖縄県福祉サービス利用支援センター（県社協）

各市町村社協（令和元年度から全市町村社協で実施）

援助内容：福祉サービス利用についての説明、利用・終了手続き、預貯金の引き出しや公共料金の支払い、消費契約、役所の手続きなど

利用方法：本人と社協が利用契約を締結し援助を行う。

利用料（1時間：1,200円、30分毎400円加算）（生活保護受給世帯は減免規定有り）

② 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

③ 福祉サービス利用援助事業に関する普及・啓発事業

〈県補助額〉令和4年度実績 95,000千円（補助率：国1/2、県1/2）

表1-22 日常生活自立支援事業利用契約件数推移

（単位：件）

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
624	662	655	669	675	713	743

※事業開始 H11.10月

※件数は各年度末現在の数

イ 運営適正化委員会設置運営事業

〈事業概要〉

「運営適正化委員会」とは、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的に都道府県社会福祉協議会に設置される中立・公正な第三者機関である。

運営適正化委員会は、福祉サービス利用者等からの福祉サービスに関する苦情を適切に解決するため、当事者間では解決困難な事例の解決や、権利侵害、虐待等緊急を要する事例の県知事への通報等を行うものであり、福祉サービス苦情解決事業を担当する合議体と、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適切な運営を監視する合議体で事業を進めている。

〈実施主体〉

県社会福祉協議会に設置する福祉サービス運営適正化委員会

〈事業内容〉

- ① 福祉サービスに関する苦情解決事業
- ② その他①に関連する事業
 - ・ 広報・啓発活動
 - ・ 社会福祉事業の経営者等に対する研修会
 - ・ 巡回指導
 - ・ 調査研究
- ③ 福祉サービス利用援助事業の運営監視事業

〈県補助額〉 令和4年度実績 7,642千円（補助率：国1/2、県1/2）

ウ 福祉サービス第三者評価事業

〈事業概要〉

社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することにより、社会福祉事業者自らが自己が提供するサービスにおける課題を明確にした上で、改善に向け継続的な取り組みを行うことを促し、サービスの質の向上を図ることを目的に実施するものである。

また、第三者評価の結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供を行うことも目的のひとつである。

〈実施主体〉 県の認証を受けた第三者評価機関（2評価機関）

〈受審状況〉 R1年度 6事業所
R2年度 22事業所
R3年度 18事業所
R4年度 22事業所

(13) 社会福祉意識の啓発普及

那覇市首里石嶺地域においては、福祉施設及び福祉関係団体相互の交流と地域住民との親睦を深め、社会福祉への一層の理解と福祉施設及び地域住民の福祉の向上を図ることを目的に、昭和49年度から「いしみね地域福祉まつり」を実施している。これは福祉施設のグラウンドにおいて、地域住民、福祉施設の利用者、職員等が一体となってまつりを楽しみ、親睦と融和を深めようというものであるが、令和5年度は台風の影響により中止となった。

(14) 低所得者等の福祉

本県の失業率は全国で最も高い。また、低所得者、高齢者、障害者等要支援世帯の経済状況は厳しい状況にある。

これらの者の健康で文化的な生活を確保するための施策の拡充強化が強く要請されているところであり、安全・安心な暮らしを実現するため、セーフティネットの形成等総合的な施策の推進を図ることが望まれている。

生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援制度とともに、最後のセーフティネットである生活保護に至らないためのセーフティネットの役割を持ち、生活困窮者の自立の促進を図っている。

<生活福祉資金の貸付>

ア 生活福祉資金は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

本県では、昭和44年度に創設され、昭和47年度に復帰するまでの間は日本政府援助としての原資の保有が図られてきたが、復帰と同時に現行制度によって実施された。

貸付の種類は更生資金等8種類に離職者支援資金および要保護世帯向け長期生活支援資金を加えた10種類であったが、平成21年10月より新たな資金として総合支援資金が創設されたのとあわせて、資金種類を再編し4種類とした。これは、本貸付制度が利用者にとってより利用しやすいものとなるよう、制度の抜本的見直しを行ったことによるものである。

貸付業務の実施主体は、沖縄県社会福祉協議会であり、令和5年3月末現在における貸付原資の保有額は、生活福祉資金が65,854,072千円、要保護世帯向け不動産担保型生活資金が200,000千円となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に、緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）において令和2年3月25日から令和4年9月30日まで特例貸付を実施し、延べ150,136件、597億1,760万9千円の貸付を行った。

表1-23 生活福祉資金貸付の推移

①制度改正前（平成21年9月末まで）

（単位：件、千円）

資金別	年度別		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (21.9月末まで)
	件数	金額						
更正資金	11	18,218	19	15	10	13	10	
障害者更生資金	4	4,100						
福祉資金	14	12,867	7	9	5	12	3	
福祉資金（住宅）	6	9,100	3	1	3	1	4	
修学資金	261	198,429	184	170	162	159	77	
療養・介護等資金	20	12,411	6	13	1	6	5	
緊急小口資金	22	895	11	12	12	34	97	
災害援護資金	0	0	0	1	1	0	1	
長期生活支援資金	0	0	1	1	0	0	0	
計	338	256,020	231	222	194	225	197	
離職者支援資金	32	34,590	12	7	2	30	26	
要保護世帯向け 長期生活支援資金					1	7	2	
					12,159	54,019	12,810	

※離職者支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金は別途会計のため、別枠としている。

②制度改正以降（平成21年10月以降）

（単位：件、千円）

貸付種類	年度	21年度 (10月以降)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
		件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額	件数 金額
総合支援資金	件数	297	767	515	499	312	285	190	107	71	48	27	58	43	31
	金額	122,172	225,422	156,658	145,923	66,297	57,010	37,102	20,320	14,532	9,988	5,275	15,534	10,595	8,865
福祉資金（福祉費）	件数	101	132	91	109	117	151	193	170	201	170	138	104	163	155
	金額	69,025	99,847	83,250	83,736	93,488	112,215	83,185	76,038	73,148	59,241	46,122	65,566	73,579	52,254
福祉資金（緊急小口資金）	件数	321	464	361	307	247	227	318	218	230	243	130	106	89	128
	金額	25,153	36,491	27,787	21,161	18,583	17,786	24,204	17,127	18,447	20,534	10,826	8,566	7,408	11,201
教育支援資金	件数	288	321	184	156	126	127	165	133	137	88	71	101	186	192
	金額	171,577	222,501	124,057	112,004	79,393	67,145	82,005	79,213	64,916	41,529	27,636	59,242	79,144	70,694
不動産担保型生活資金	件数	0	0	0	3	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0
	金額	0	0	0	28,280	20,168	10,709	14,210	0	0	37,632	0	0	0	0
計	件数	1,007	1,684	1,151	1,074	804	791	867	628	639	551	366	369	481	506
	金額	387,927	584,261	391,752	391,104	277,929	264,865	240,706	192,698	171,043	168,924	89,859	148,908	170,726	143,014
福祉資金（緊急小口資金） 新型コロナ特例貸付分	件数											135	40,542	15,216	3,264
	金額											23,680	7,711,282	2,969,390	636,780
福祉資金（総合支援資金） 新型コロナ特例貸付分	件数											0	46,730	41,173	3,076
	金額											0	24,822,651	21,947,521	1,606,306
計	件数											135	87,272	56,389	6,340
	金額											23,680	32,533,933	24,916,911	2,243,086
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	件数	2	4	3	7	5	3	4	3	2	2	6	0	0	0
	金額	12,810	22,068	12,887	54,137	23,830	31,668	38,316	22,814	19,662	16,970	72,484	0	0	0
臨時特例つなぎ資金	件数	256	107	75	58	40	54	34	25	9	2	3	2	1	0
	金額	25,100	10,106	6,997	5,353	3,947	4,903	2,917	2,075	720	200	250	200	100	0

※要保護世帯向け不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金及び福祉資金（新型コロナ特例貸付分）は別途会計のため、別枠としている。

表1-24 生活福祉資金貸付条件一覧(平成28年度以降)

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	連帯保証人	
総合支援資金(注)	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間 原則3月 (最長12月)	最終貸付日から 6月以内 ※1	10年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過 後年1.5%	原則必要 ただし、連帯 保証人なしで も貸付可
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から 6月以内 ※1			
	一次生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	6月以内 ※1			
福祉資金	福祉費	(日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用)	580万円以内 ※原則として、以下の目安による	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から 6月以内 ※1	20年以内 ※原則として、以下の目安による	連帯保証人を 立てる場合は 無利子 連帯保証人が いない場合は 据置期間経過 後年1.5%	原則必要 ただし、連帯 保証人なしで も貸付可
		生業を営むために必要な経費	460万円以内		20年以内		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年以内		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内		
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内		
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内		
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間(もしくは介護サービス等を受ける期間)が1年を超えないときは170万円		5年以内		
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年以内		
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年以内		
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年以内		
		就職、技能習得等の仕度に必要な経費	50万円		3年以内		
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年以内		
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用(※原則として生活困難者自立支援制度の利用が要件となります)	ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要であるとき イ 火災等被災によって生活費が必要とき ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき キ 法に基づき支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ク 給与等の盗難によって生活費が必要とき ケ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円以内	貸付けの日から 2月以内 ※1	12月以内	無利子	不要

資金種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	連帯保証人
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内 ※2	卒業後 6月以内	20年以内 ※3	無利子	不要 ※世帯内で 連帯借受人 が必要
	就学仕度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型 生活資金	不動産担保型 生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地評価額の7割程度 ・月30万円以内 (貸付期間)※4	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から 選任
	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内) (貸付期間)※4				不要

資金種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	連帯保証人
臨時特例つなぎ資金		公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活資金 (※原則として生活困窮者自立支援制度の利用が要件となります)	10万円以内	—	当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1月以内	無利子	不要

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金及び福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、措置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 ア～エにつき、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで貸付可能とする。
- ※3 教育支援資金については、概ね就学期間の3倍以内とする。ただし、就学仕度費との併用貸付に際しては、概ね就学期間の4倍以内を目安として最高償還期限を超えないこととする。
- ※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

(注)総合支援資金の貸付要件

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの要件にも該当する場合に、貸し付ける資金をいう。

なお、貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とする。

- ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- イ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ウ 現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- エ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- オ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賅うことができないこと

表1-25 生活福祉資金貸付原資補助金の推移

単位:千円

区分	年度	資金補助金の内訳				計
		当会母子資金	南援資金	資金統合	欠損金	
旧母子福祉資金繰入						
	33~34	24,392	39,437	0	▲ 1,185	62,644
復帰前		日本政府援助	琉球政府			
	44~46	42,361	52,933	0	0	95,294
復帰後		国庫	県費	資金統合	欠損金または 原資取崩	
	47~9	1,870,017	1,031,651	0	0	2,901,668
	10~14	0	0	0	0	0
	15	100,422	50,211	0	0	150,633
	16~20	0	0	0	0	0
	21	655,283	0	1,900,000	▲ 92,767	2,462,516
	22~25	0	0	0	0	0
	26	1,139,555	0	0	0	1,139,555
	27	0	0	0	▲ 50,893	▲ 50,893
	28	0	0	0	▲ 68,228	▲ 68,228
	29	0	0	0	▲ 146,033	▲ 146,033
	30	0	0	0	▲ 57,327	▲ 57,327
	R元	228,000	0	0	▲ 59,244	168,756
	2	37,180,000	0	0	▲ 651,228	36,528,772
	3	33,100,910	0	0	▲ 549,121	32,551,789
	4	6,441,120	0	0	▲ 16,326,194	▲ 9,885,074
合計		80,782,060	1,174,232	1,900,000	▲ 18,002,220	65,854,072

※平成27年度以降の取崩は、緊急雇用創出事業臨時特例基金廃止に伴う激変緩和経過措置のため。

※平成29年度の取崩には、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金(教育支援費)の貸付原資の国庫補助返還を含む。

(15)災害時要配慮者支援事業

〈事業概要〉

災害時における高齢者や障害者等の「要配慮者」に対する迅速かつ適切な避難支援の確保を図るため、以下の事業を実施している。

①アドバイザー派遣事業

〈事業内容〉

- ・災害時要配慮者の支援の取り組みに向けた研修会の開催

(実績)

- 令和元年度は、令和元年9月6日に沖縄県立図書館ホールにて実施（参加者 74名）
- 令和2年度は、令和2年11月25日に個別計画に関するセミナー（参加者 78名）、令和3年2月2日に福祉避難所に関するセミナー（参加者 68名）をオンラインにて実施
- 令和3年度は、令和3年12月17日に個別計画に関するセミナー（参加者 43名）、令和4年2月16日に福祉避難所に関するセミナー（参加者 57名）をオンラインにて実施
- 令和4年度は、令和4年11月30日に個別計画に関するセミナー（参加者 68名）、令和5年2月16日に福祉避難所に関するセミナー（参加者 66名）をオンラインにて実施

- ・市町村の個別計画（避難行動要支援者一人ひとりについて避難経路等を記載したもの）策定等にあたっての相談支援

(実績)

- 令和元年度（那覇市、浦添市、豊見城市、沖縄市、うるま市）
- 令和2年度（那覇市、沖縄市、宮古島市、粟国村）
- 令和3年度（宜野湾市、名護市、うるま市、南城市、八重瀬町、豊見城市、那覇市）
- 令和4年度（浦添市、嘉手納町、中城村）

②災害派遣福祉チーム（DWAT）整備事業

〈事業内容〉

災害発生時に避難所等で、高齢者、障害者、妊婦等の要配慮者に対して、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を整備する。

DWATとは「Disaster Welfare Assistance Team」の略で社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等により構成する。

〈事業実績〉

令和元年度：沖縄県災害派遣福祉支援協議会を開催した（9月）。

沖縄県災害派遣福祉チーム員登録・養成研修を本島地区と宮古地区で実施し、研修受講者40名をチーム員登録した。

チーム員が所属する27法人と協定を締結し、令和2年3月13日、沖縄県災害派遣福祉チーム「DWATおきなわ」が発足した。

令和2年度：沖縄県災害派遣福祉チーム員登録・養成研修をオンラインにて実施し、研修受講者59名を追加登録した。

令和3年度：沖縄県災害派遣福祉チーム員登録・養成研修をオンラインにて実施し、研修受講者19名を追加登録した。

令和4年度：沖縄県災害派遣福祉チーム員登録・養成研修をオンラインにて実施し、研修受講者20名を追加登録した。(令和5年3月末時点でチーム員 計136名登録)

5 令和5年度指導監査実施計画

表1-33 令和4年度指導監査実施状況及び令和5年度指導監査実施計画総括表

社会福祉施設の指導監査

(施設種別)	令和4年度実績															令和5年度計画								
	対象数 A			計画数 B			計画率 $\frac{B}{A}$			実施数 C			実施率 $\frac{C}{B}$			対象数 A'			計画数 B'			計画率 $\frac{B'}{A'}$		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
I 社会福祉施設	647	71	575	544	70	474	84	99	79	439	70	369	81	100	81	658	72	586	559	72	487	85	100	83
1 老人福祉施設	78	0	78	33	0	33	42	0	42	25	0	25	76	0	76	78	0	78	24	0	24	31	0	31
(1)養護老人ホーム	5	0	5	2	0	2	40	0	40	1	0	1	50	0	50	5	0	5	2	0	2	40	0	40
(2)特別養護老人ホーム	65	0	65	28	0	28	43	0	43	21	0	21	75	0	75	65	0	65	22	0	22	34	0	34
(3)軽費老人ホーム	8	0	8	3	0	3	38	0	38	3	0	3	100	0	100	8	0	8	0	0	0	0	0	0
2 障害福祉施設	71	0	71	20	0	20	28	0	28	18	0	18	90	0	90	71	0	71	31	0	31	44	0	44
(1)障害者支援施設	42	0	42	14	0	14	33	0	33	13	0	13	93	0	93	42	0	42	16	0	16	38	0	38
(2)障害福祉サービス事業所	29	0	29	6	0	6	21	0	21	5	0	5	83	0	83	29	0	29	15	0	15	52	0	52
3 保護施設	1	0	1	1	0	1	100	0	100	1	0	1	100	0	100	1	0	1	0	0	0	0	0	0
(1)救護施設	1	0	1	1	0	1	100	0	100	1	0	1	100	0	100	1	0	1	0	0	0	0	0	0
4 児童福祉施設	496	71	425	489	70	419	99	99	99	394	70	324	81	100	77	507	72	435	504	72	432	99	100	99
(1)保育所及び認定こども園	475	70	405	475	70	405	100	100	100	382	70	312	80	100	77	486	71	415	486	71	415	100	100	100
(2)乳児院	1	0	1	1	0	1	100	0	100	1	0	1	100	0	100	1	0	1	1	0	1	100	0	100
(3)母子生活支援施設	2	0	2	2	0	2	100	0	100	2	0	2	100	0	100	2	0	2	2	0	2	100	0	100
(4)児童養護施設	8	0	8	8	0	8	100	0	100	6	0	6	75	0	75	8	0	8	8	0	8	100	0	100
(5)障害児入所施設	8	0	8	2	0	2	25	0	25	2	0	2	100	0	100	8	0	8	5	0	5	63	0	63
(6)児童心理治療施設	1	0	1	1	0	1	100	0	100	1	0	1	100	0	100	1	0	1	1	0	1	100	0	100
(7)児童自立支援施設	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	100	100	0
5 婦人保護施設	1	0	1	1	0	1	100	0	100	1	0	1	100	0	100	1	0	1	0	0	0	0	0	0

※公立保育所の指導監査は各福祉事務所が実施。

社会福祉法人の指導監査

	令和4年度実績						令和5年度計画		
	対象数 A	計画数 B	計画率 $\frac{B}{A}$	実施数 C	実施率 $\frac{C}{B}$	対象数 A'	計画数 B'	計画率 $\frac{B'}{A'}$	
社会福祉法人 (うち子育て支援課分)※1	182 (84)	72 (32)	40 (38)	56 (25)	78 (78)	183 (85)	74 (38)	40 (45)	
施設等経営法人 (うち子育て支援課分)※1	150 (84)	60 (32)	40 (38)	46 (25)	77 (78)	151 (85)	62 (38)	41 (45)	
社会福祉協議会	31	11	35	9	82	31	12	39	
共同募金会	1	1	100	1	100	1	0	0	

※ 保育所にて社会福祉法人指導監査を実施する場合は、子育て支援課が行う。

生活保護等実施機関の指導監査

	令和4年度実績															令和5年度計画								
	対象数 A			計画数 B			計画率 $\frac{B}{A}$			実施数 C			実施率 $\frac{C}{B}$			対象数 A'			計画数 B'			計画率 $\frac{B'}{A'}$		
	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部	総数	郡部	市部
1 福祉事務所																								
(1)生活保護法関係 (再掲厚生労働省監査)	16 1	5 0	11 1	16 1	5 0	11 1	100.0 100.0	100.0 0	100.0 100.0	16 1	5 0	11 1	100.0 100.0	100.0 0	100.0 100.0	16 1	5 1	11 0	16 1	5 1	11 0	100.0 100.0	100.0 100.0	100.0 0
(2) " (確認)	16	5	11	16	5	11	100.0	100.0	100.0	16	5	11	100.0	100.0	100.0	16	5	11	16	5	11	100.0	100.0	100.0
(3)特別障害者手当等	16	5	11	8	3	5	50.0	60.0	45.5	8	3	5	100.0	100.0	100.0	16	5	11	8	2	6	40.0	60.0	54.5
2 入所措置等関係																								
児童福祉法等(施設)	3	—	—	2	—	—	66.6	—	—	0	—	—	0.0	—	—	3	—	—	2	—	—	66.6	—	—
3 生活保護法指定医療機関																								
	1,469	—	—	2	—	—	0.1	—	—	2	—	—	100.0	—	—	1,469	—	—	2	—	—	0.1	—	—
4 生活保護法指定介護機関																								
	2,243	—	—	2	—	—	0.1	—	—	1	—	—	50.0	—	—	2,243	—	—	2	—	—	0.1	—	—

※ ()書きは、厚生労働省監査の再掲